

理 由 書
(上 谷 刈 地 区)

本市の緑地保全の取り組みについて、「仙台市都市計画マスタープラン」においては「緑の骨格と市街地内の緑をつなぎ、市街地に自然環境を引き込むための生態系にも配慮した緑と水のネットワーク形成を推進する」「市街地とその周辺の連続した緑を確保するため、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地などの制度との連携を考慮しながら、特別緑地保全地区や都市計画緑地など都市計画制度により緑地の保全に努める」こととしています。

また、「仙台市みどりの基本計画」においては、「都市計画区域内で担保性のない樹林地については、生物の貴重な生息・生育空間となり、気象災害を低減化する等多くの機能を持ったグリーンインフラとして、その良好な自然環境を現状凍結的に保全するために指定を検討する」こととしております。

今回、下記地区の緑地について、都市緑地法に定める要件を満たしており、市街地や市街地周辺に残存し、身近な環境の維持改善に資する良好な緑地であることから、より実効性の高い保全を図るため、特別緑地保全地区として決定します。

【上谷刈地区】

仙台駅から北約 6.4km に位置しており、スギ、ヒノキ、モミ等の常緑針葉樹や、コナラ等の落葉広葉樹を主とした緑地で、その一部は令和元年 12 月に上谷刈保存樹林(屋敷林)として指定されました。当地区は周辺部の市街地化が進む中に残された樹林地であり、現在も近隣の水の森公園や長命館公園とともに市街地の中に緑のネットワークを形成し、良好な景観を構成する貴重な緑地となっています。